

新サービス開始のお知らせ

物の製造業務に関する労働者派遣が解禁され平成18年3月1日以降の製造派遣は最長3年の派遣受入が可能になりましたが（平成19年3月1日までは一定の手続きが必要）、本年、来年といわゆる抵触日がやってまいります。

この抵触日以降は一定期間の派遣受入が不可となります。
昨今製造分野にて派遣受入不可となれば、生産計画に大きな影響を与えかねません。

弊社では来るべき抵触日に向け、請負化を含めた対策を講じ抵触日以降も順調な生産を実施して頂くための実務型派遣/アウトソーシング活用コンサルティングを開始致しました。詳細につきましては下記へお問合せ下さい。

問合せ先

T E L 052-533-5556

F A X 052-533-5557

info@sap-c.co.jp